

1月 暮らしのカレンダー

1 (祝)	元日
2 (金)	
3 (土)	
4 (日)	
5 (月)	
6 (火)	Ⓜ市役所仕事始め Ⓢ消防出初式 14:00～
7 (水)	
8 (木)	Ⓚこころの健康相談 14:00～ Ⓞ新春書き初め展 (～18日)
9 (金)	Ⓞゆう百歳体操 10:00～ Ⓚ無料法律相談 (前日までに予約) 13:00～
10 (土)	
11 (日)	Ⓞ第67回成人式 13:00～
12 (祝)	Ⓞゆうニューイヤーコンサート 2015 13:30～ 成人の日
13 (火)	Ⓞ市民健康・栄養相談 13:00～15:30
14 (水)	Ⓞ3歳児健診(23年11・12月生) 9:30から受付 Ⓞあそびの城 15:00～
15 (木)	Ⓞいきいき広場 10:00～
16 (金)	
17 (土)	Ⓞ砂川冬のフェスティバル 10:00～
18 (日)	Ⓞ妊婦すこやかセミナー 9:30～ Ⓞゆうキッズ落語成果発表会 14:00～
19 (月)	Ⓞ認知症を抱える家族の交流会 10:00～
20 (火)	Ⓞ平成26年度統計グラフ全道コンクール作品展 (～27日)
21 (水)	Ⓞ乳児健診(26年9月生) 12:45～受付 Ⓞ乳児健診(26年6月生)・BCG 13:15～受付
22 (木)	Ⓞ赤ちゃんのおはなしばたけ 11:00～
23 (金)	Ⓞフッ素塗布 13:00～
24 (土)	Ⓞおはなしのいずみ 14:00～
25 (日)	Ⓞ砂川市民劇団「円座」劇場物語「魔女のアップルパイ」14:30～
26 (月)	
27 (火)	
28 (水)	Ⓞゆうゆうひろば 15:00～
29 (木)	
30 (金)	Ⓞゆういきいきサロン 10:00～
31 (土)	

Ⓜ=市役所 Ⓞ=公民館 Ⓞ=図書館 Ⓢ=消防署
 Ⓞ=ふれあいセンター Ⓞ=地域交流センターゆう
 Ⓞ=滝川保健所 Ⓞ=福祉センター Ⓞ=その他

みんなの国民年金!

- 保険料は忘れずに納めましょう -

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません
 - ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した(古い)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します
 - ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます
 - ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります
 - ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります
- 追納のお申込み・ご相談は砂川年金事務所または戸籍年金係までお願いします。

【お問い合わせ】砂川年金事務所② 2 1 4 4
 戸籍年金係④ 2 1 2 1

1月の 休日当番医

	一般診療	歯科診療
4 (日)	いとうクリニック⑤ 3 3 5 5	あい歯科クリニック② 8 5 0 0 (滝川市東町3丁目1-29)
11 (日)	市立病院④ 2 1 3 1	グリーン歯科クリニック④ 3 4 3 4
12 (祝)		扇町歯科医院④ 3 3 0 0 (滝川市扇町3丁目1-7)
18 (日)	細谷医院② 3 0 5 7	さとう歯科医院③ 3 7 1 0
25 (日)	市立病院④ 2 1 3 1	しらかば歯科⑥ 4 1 8 1 (新十津川町字中央 308-16)
備考	診療は9時から17時で、夜間診療は電話センター ④ 2 1 9 6へ照会を	診療は9時から12時